

関係機関各位

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市立地適正化計画に伴う届出制度の開始について（お知らせ）

早春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は岐阜市の都市建設行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、人口減少と更なる少子高齢化が見込まれる中において、健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を推進するため、都市再生特別措置法に基づく岐阜市立地適正化計画の届出制度が始まります。

これにより、本計画で定めた誘導区域外に一定規模以上の住宅や計画に位置づけた施設の開発・建築等の行為をする際には、予め市への届出が必要となるものであり、関係する皆様へ事前にお知らせいたします。

記

1 計画の名称

岐阜市立地適正化計画

2 届出制度の運用開始日

平成29年3月31日（金）

3 送付資料

- ① 届出制度のお知らせ（チラシ）
- ② 岐阜市立地適正化計画に基づく届出の手引
 - ・住宅の開発又は建築等を計画しているみなさまへ
 - ・医療施設・商業施設・金融施設等を計画しているみなさまへ
- ③ 岐阜市立地適正化計画（案）
- ④ 岐阜市立地適正化計画（概要版）

【参考】

本計画の内容につきましては、下記のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

計画の内容掲載URL：<http://www.city.gifu.lg.jp/28935.htm>

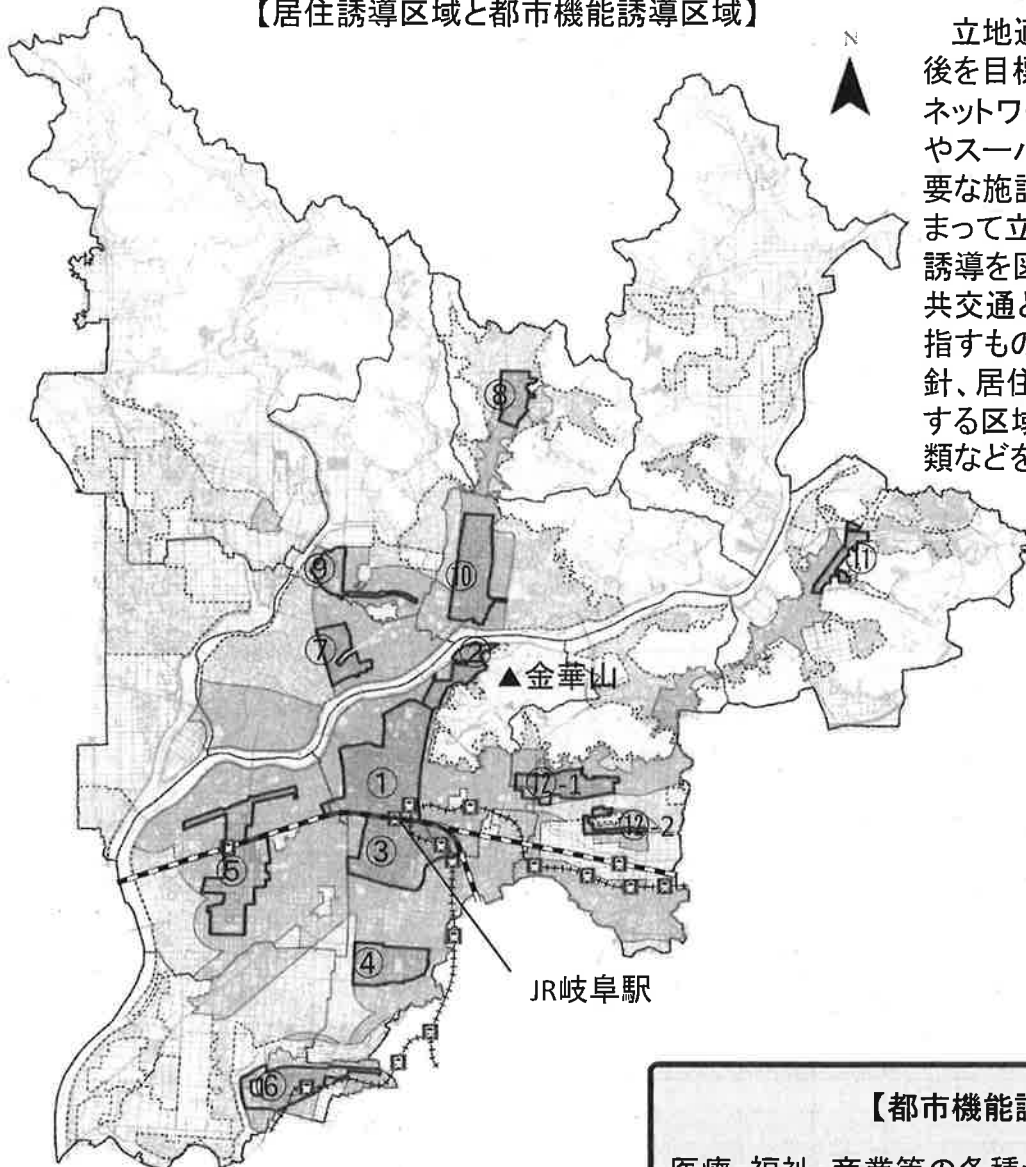
届出制度の内容掲載URL：<http://www.city.gifu.lg.jp/28934.htm>

《担当》岐阜市 都市建設部 都市計画課
土地利用計画係 伊藤、生駒、清水
電話番号：058-265-3906

市では、人口減少と更なる少子高齢化が見込まれている中でも、健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を推進するため、3月末に「岐阜市立地適正化計画」の策定を予定しています。

立地適正化計画における誘導区域

【居住誘導区域と都市機能誘導区域】



立地適正化計画は、概ね20年後を目標とし、「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えにより、病院やスーパーなどの日常生活に必要な施設が住まいの近くにまとまって立地するようにゆるやかに誘導を図りながら、バスなどの公共交通と連携したまちづくりを目指すもので、まちづくりの基本方針、居住や都市機能施設を誘導する区域、誘導すべき施設の種類などを定めています。

凡例

- 地域生活圏
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 行政界
- 鉄道駅
- 鉄道路線(JR)
- ++++ 鉄道路線(名鉄)

【都市機能誘導区域名称】

番号	名称	番号	名称
①	都心	⑦	日光
②	金華	⑧	岩野田
③	加納	⑨	鷺山
④	茜部	⑩	長良
⑤	西岐阜	⑪	芥見
⑥	柳津	⑫-1	長森1
		⑫-2	長森2

【都市機能誘導区域】
医療・福祉・商業等の各種サービスを持続的に提供するため、都市機能施設の維持・誘導を図る区域

【居住誘導区域】
人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続されるよう居住を誘導する区域

※詳細な区域は、都市計画課窓口でご確認ください。

届出制度について

届出制度開始 平成29年3月31日から

計画で定めた居住誘導区域、都市機能誘導区域外の地域において、一定規模以上の住宅や都市機能誘導施設の開発・建築等をする際には、着手の30日前までに市への届出が必要となります。(裏面へ)

届出の必要な行為について

■住宅の建築などをする場合

居住誘導区域外では、以下の行為について届出が必要になります。

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

■都市機能誘導施設の建築などをする場合

都市機能誘導区域外では、以下の行為について届出が必要になります。なお、各誘導区域ごとに届出の対象となる都市機能誘導施設が異なりますので、下記一覧表にてご確認ください。

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導施設と届出の対象となる区域

(○:届出必要 ー:届出不要)

都市機能誘導施設		届出対象区域												
		区域外	都市機能誘導区域											
大分類	小分類		①都心	②金華	③加納	④茜部	⑤西岐阜	⑥柳津	⑦日光	⑧岩野田	⑨鷺山	⑩長良	⑪芥見	⑫長森
医療施設	病院・診療所※1	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	調剤薬局	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
行政施設	市役所、コミュニティセンター	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉施設	地域包括支援センター	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
子育て支援施設	子育て支援センター	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育文化施設	大学・高等専門学校・専修学校・各種学校	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図書館等	○	ー	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	○	○
	博物館・美術館等	○	ー	ー	○	○	ー	○	○	○	○	○	○	○
商業施設	デパート	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スーパー※2	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	ドラッグストア※2	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	商店街内店舗※3	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	○
金融施設	銀行・信用金庫・JA/バンク・郵便局	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

※1 診療科目が内科、外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科が対象

※2 床面積1,000㎡以上の店舗が対象

※3 商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合(商店街振興組合連合会の加入団体を含む)の地区で、小売商業又はサービス業を営む店舗

届出制度に関する注意事項

- ・計画に支障があると認められる場合、届出に対して、勧告を行うことがあります。
- ・届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。
- ・虚偽の届出や届出をしないで開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。
- ・届出に関する手続きや書類等については、下記URLにてご案内しております。

問い合わせ先: 岐阜市都市建設部都市計画課
本庁舎高層部8階 TEL265-3906

立地適正化計画に関するHP:
<http://www.city.gifu.lg.jp/28167.htm>